

京都府後期高齢者医療広域連合議会

平成 19 年第 1 回臨時会会議録

平成 19 年 7 月 11 日 開会

平成 19 年 7 月 11 日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成19年第1回臨時会会議録目次

第1号（7月11日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	4
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	5
開会の宣告.....	6
開議の宣告.....	6
広域連合長あいさつ.....	6
議事日程の報告.....	9
仮議席の指定.....	9
議長の選挙.....	9
議長就任あいさつ.....	10
議席の指定.....	10
会議録署名議員の指名.....	11
会期の決定.....	11
副議長の選挙.....	11
副議長就任あいさつ.....	12
発議第1号～発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
承認第1号～承認第27号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	14
承認第28号及び承認第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
議案第1号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙.....	28
同意第1号～同意第6号の一括上程、説明、採決.....	30
副広域連合長就任あいさつ.....	32
同意第7号の上程、説明、採決.....	32
同意第8号の上程、説明、採決.....	33

同意第 9 号 ~ 同意第 1 1 号の一括上程、説明、採決.....	34
閉会の宣告.....	35
署名議員.....	36

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成19年第1回臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成19年7月11日(水)午後1時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 副議長の選挙
- 日程第 7 発議第 1号 京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 日程第 8 発議第 2号 京都府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について
- 日程第 9 発議第 3号 京都府後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について
- 日程第10 承認第 1号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合の休日
を定める条例)
- 日程第11 承認第 2号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合公告式
条例)
- 日程第12 承認第 3号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合監査委
員条例)
- 日程第13 承認第 4号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合公平委
員会設置条例)
- 日程第14 承認第 5号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合の事務
所の位置を定める条例)
- 日程第15 承認第 6号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合事務局
設置条例)
- 日程第16 承認第 7号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合人事行
政の運営等の状況の公表に関する条例)
- 日程第17 承認第 8号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合職員定
数条例)

- 日程第 1 8 承認第 9 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例）
- 日程第 1 9 承認第 1 0 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例）
- 日程第 2 0 承認第 1 1 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
- 日程第 2 1 承認第 1 2 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
- 日程第 2 2 承認第 1 3 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 日程第 2 3 承認第 1 4 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償条例）
- 日程第 2 4 承認第 1 5 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合旅費条例）
- 日程第 2 5 承認第 1 6 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合財政状況の作成及び公表に関する条例）
- 日程第 2 6 承認第 1 7 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例）
- 日程第 2 7 承認第 1 8 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例）
- 日程第 2 8 承認第 1 9 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例）
- 日程第 2 9 承認第 2 0 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例）
- 日程第 3 0 承認第 2 1 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例）
- 日程第 3 1 承認第 2 2 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例）
- 日程第 3 2 承認第 2 3 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合管理職員の給与の特例に関する条例）

- 日程第 3 3 承認第 2 4 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合行政手続条例）
- 日程第 3 4 承認第 2 5 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例）
- 日程第 3 5 承認第 2 6 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例）
- 日程第 3 6 承認第 2 7 号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例）
- 日程第 3 7 承認第 2 8 号 専決処分の承認について（平成 1 8 年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算）
- 日程第 3 8 承認第 2 9 号 専決処分の承認について（平成 1 9 年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算）
- 日程第 3 9 議案第 1 号 京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例の制定について
- 日程第 4 0 議案第 2 号 京都府後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 日程第 4 1 議案第 3 号 京都府後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について
- 日程第 4 2 議案第 4 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の制定について
- 日程第 4 3 議案第 5 号 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について
- 日程第 4 4 議案第 6 号 京都府後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
- 日程第 4 5 京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 4 6 同意第 1 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 4 7 同意第 2 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 4 8 同意第 3 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 4 9 同意第 4 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 5 0 同意第 5 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 5 1 同意第 6 号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 5 2 同意第 7 号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

- 日程第 5 3 同意第 8 号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
 日程第 5 4 同意第 9 号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
 日程第 5 5 同意第 1 0 号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
 日程第 5 6 同意第 1 1 号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 6 まで議事日程に同じ

出席議員（30名）

1 番	せのお 直 樹 君	2 番	小 林 あきろう君
3 番	井 上 教 子 君	4 番	松 本 良 彦 君
5 番	藤 田 正 一 君	6 番	木 下 芳 信 君
7 番	宮 本 繁 夫 君	8 番	平 田 研 一 君
9 番	小 田 彰 彦 君	1 0 番	田 中 義 雄 君
1 1 番	宮 園 昌 美 君	1 2 番	北 林 重 男 君
1 3 番	上 田 正 雄 君	1 4 番	森 川 信 隆 君
1 5 番	米 澤 修 司 君	1 6 番	大下倉 禎 介 君
1 7 番	高 橋 芳 治 君	1 8 番	曾 我 千代子 君
1 9 番	前 川 光 君	2 0 番	林 勉 君
2 1 番	古 川 昭 義 君	2 2 番	西 川 芳 次 君
2 3 番	裕 本 勇 君	2 4 番	中 井 喜 彦 君
2 5 番	奥 田 登 君	2 6 番	森 山 三 郎 君
2 7 番	宮 下 愿 吾 君	2 8 番	糸 井 満 雄 君
2 9 番	岡 本 勇 君	3 0 番	西 脇 尚 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長	四 方 八洲男 君	事 務 局 長	山 田 昌 弘 君
会 計 管 理 者	山 本 憲 和 君	業 務 課 長	中 村 俊 二 君

總務課
担当 課長

畑 中 博 之 君

事務局職員出席者

事務局次長
(總務課長事務取扱)

原 昭 彦

總務課
長 補 佐

渡 辺 栄 治

開会 午後 1時30分

開会の宣告

事務局長（山田昌弘君） 失礼いたします。

本日は、選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、精華町の奥田登議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

奥田議員は議長席にお着き願います。

臨時議長（奥田 登君） ただいまご紹介いただきました奥田でございます。全員協議会に引き続きまして、こういった事由によりまして臨時議長をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は30人でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会平成19年第1回臨時会を開会いたします。

開議の宣告

臨時議長（奥田 登君） 直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関から写真撮影の許可の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長（奥田 登君） 異議なしと認めます。

それでは、報道機関の写真撮影を許可することにいたします。

広域連合長あいさつ

臨時議長（奥田 登君） 広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

四方広域連合長。

広域連合長（四方八洲男君） 京都府後期高齢者医療広域連合長の綾部市長四方八洲男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成19年第1回臨時会を開催いたしましたところ、府内26市町村の議会において選出をされた議員の皆様方には、大変お忙しい中、参議院選挙を目前にというこの段階でご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

何でもそうでございますけれども、制度を創設するということについては、準備万端整えたつもりではあっても、実際に動き出すとさまざまな課題が出てきます。そうした課題を、このような初めてこの議会の議員の議席を持っていただきました皆さん方と十分に話し合いながら、府民の、特に後期高齢者の皆さん方の安心・安全のために、これからも努力をしまいたいというふうに思っております。微力ではございますけれども、一生懸命努めさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆さん方のなお一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

さて、我が国の高齢化は、世界に類を見ない速さで進行しており、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には国民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えようとしております。これまで国民皆保険のもとで、だれもが安心して医療を受けることのできる医療制度が実施されておりますが、急速な高齢化など大きな環境変化に対応し、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するために、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されました。

この中で、老人保健法が改正されまして、国民共同連帯、そういう理念に基づいて、75歳以上の後期高齢者については心身の特性等を踏まえ、それにふさわしい医療サービスを提供する、そういう新たな医療制度が創設されることになりました。このために京都府におきましても、昨年7月に広域連合設立準備委員会を立ち上げ、本年2月1日に京都府知事から設立認可の許可を受けたところであります。本日、広域連合議会が開催されることにより、名実ともに、平成20年4月1日の実施を目指し、広域連合がスタートするものでございます。

本日の臨時会では、専決処分の承認案件や広域連合議会の定例会の回数を定める条例案等及び副広域連合長等の人事案件の議案を提案させていただきますが、当広域連合が後期高齢者ご本人はもとより、ご家族を初め府内すべての市町村の皆様のご理解とご協力のもとに円滑に運営できますよう、どうか本日ご出席の議員の皆様方には提出議案について慎重なご審

議の上、ご賛同いただけますようお願いを申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。

皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（奥田 登君） 続きまして、広域連合の職員幹部の紹介を連合長からお願いいたします。

広域連合長（四方八洲男君） それでは、この議会に関わって、私を中心にならねばなりませんけれども、当面、議会の説明員あるいは書記として同席をしている事務局の幹部職員を紹介させていただきたいと思います。

まず、事務局長の山田昌弘君でございます。

事務局長（山田昌弘君） 事務局長の山田でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

広域連合長（四方八洲男君） 会計管理者の山本憲和君でございます。

会計管理者（山本憲和君） 山本です。よろしくお願い致します。

広域連合長（四方八洲男君） 事務局次長の原昭彦君でございます。

事務局次長（原 昭彦君） 原でございます。よろしくお願いいたします。

広域連合長（四方八洲男君） 業務課長の中村俊二君でございます。

業務課長（中村俊二君） 中村でございます。よろしくお願いいたします。

広域連合長（四方八洲男君） 総務課担当課長の畑中博之君でございます。

総務課担当課長（畑中博之君） 畑中です。よろしくお願い致します。

広域連合長（四方八洲男君） 以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

臨時議長（奥田 登君） お諮りいたします。京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則がまだ制定されておられません。今、臨時会に提出されます京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則（案）によって、これから議事を進めてまいりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長（奥田 登君） 異議なしと認めます。

京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則（案）により、会議を進めてまいります。

議事日程の報告

臨時議長（奥田 登君） 本日の議事は、お手元に配付しました議事日程のとおりであります。

仮議席の指定

臨時議長（奥田 登君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

議長の選挙

臨時議長（奥田 登君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長（奥田 登君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法としましては、臨時議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長（奥田 登君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

本広域連合議会議長に、西脇尚一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました西脇議員を議長の当選人として定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長（奥田 登君） 異議なしと認めます。

よって、西脇議員が議長に当選されました。

西脇議員が議長におられますので、本席から当選を告知いたします。

議長就任あいさつ

臨時議長（奥田 登君） ここで、当選されました西脇議員からごあいさつをお願いいたします。どうぞこちらへ。

〔議長 西脇尚一君登壇〕

議長（西脇尚一君） ただいま皆様方からご推挙をいただきまして議長に選出をされました京都市の西脇尚一でございます。

本広域連合は、平成20年4月から新たに施行される後期高齢者の医療の事務を担うべく設置されたものであり、円滑な議会運営を通じまして住民の負託にこたえるよう、誠心誠意頑張りたいと思います。

どうか今後とも皆様方のご指導、ご協力のほどを心からお願い申し上げまして、まことに簡単でございますけれども、一言ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞ皆さん、よろしくようお願い申し上げます。（拍手）

臨時議長（奥田 登君） 以上で、臨時議長の職務はすべて終わりました。新しい議長と交代いたします。大変いろいろとご協力を賜りましてありがとうございました。（拍手）

〔議長、臨時議長と交代〕

議長（西脇尚一君） 本日の議事は、お手元に配付した議事日程のとおり進めたいと思いますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議席の指定

議長（西脇尚一君） それでは、日程第3、議席の指定を行います。

各議員の議席及び議席番号は、ただいまご着席をいただいております仮議席のとおりといたしたいと思います。

会議録署名議員の指名

議長（西脇尚一君） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、曾我千代子議員、糸井満雄議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

会期の決定

議長（西脇尚一君） 次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

副議長の選挙

議長（西脇尚一君） 次に、日程第6、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によって行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決まりました。

ここで、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決まりました。

それでは、指名をさせていただきます。

京都府後期高齢者医療広域連合議会副議長に、岡本勇議員を指名いたしたいと思います。
よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） ただいま指名いたしました岡本議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしということでございます。

よって、ただいま指名をいたしました岡本議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岡本議員が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

副議長就任あいさつ

議長（西脇尚一君） ここで、当選されました岡本議員からごあいさつをいただきたいと存じますので、岡本議員、演壇の方へお運びをいただきますようによろしくお願い申し上げます。

〔副議長 岡本 勇君登壇〕

副議長（岡本 勇君） ただいま皆様からご推挙をいただき副議長に選出されました京丹波町の岡本勇でございます。

何分、微力ではございますけれども、議長のサポート役として、その責務を全うさせていただきます。何分にも皆様のご理解、ご協力、またご指導を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

発議第1号～発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決
議長（西脇尚一君） 次に、日程第7の発議第1号から日程第9の発議第3号までを一括議
題といたします。

上程議案について、提出者である大下倉禎介議員に提案理由の説明を願いたいと思います。
大下倉議員。

〔16番 大下倉禎介君登壇〕

16番（大下倉禎介君） 京丹後市選出の大下倉禎介でございます。どうぞよろしくお願い
いたします。

ただいま議題となりました発議第1号から第3号につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、発議第1号 京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定についてござい
ます。

本案は、地方自治法第292条の規定において準用する同法第120条に基づき制定するもので、
広域連合議会における会議の運営に関する手続及び議会内の規律と必要な事項について定め
ようとするものでございます。

次に、発議第2号 京都府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定についてござい
ます。

本案は、地方自治法第292条の規定において準用する同法第130条第3項に基づき制定する
もので、広域連合議会の傍聴に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、発議第3号 京都府後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定についてござ
います。

本案は、行政の迅速かつ効率的な運営を図るために、地方自治法第180条第1項の規定に
基づき議会で議決を要する事項のうち、広域連合長が専決処分することができる平易な事項
を指定するもので、府内の市町村議会において指定されている取扱いに準じて定めようとし
るものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い
申し上げます。

議長（西脇尚一君） 発議第1号から発議第3号について、事前通告による質疑はございま
せん。

よって、質疑はこれで終結をいたします。

発議第1号から発議第3号について、事前通告による討論はございません。

よって、討論は終了します。

発議第1号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、発議第2号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、発議第3号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） これも挙手全員でございます。

原案のとおり可決いたしました。

承認第1号～承認第27号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（西脇尚一君） 次に、日程第10、承認第1号から日程第36、承認第27号までを一括議題とし、理事者から提案理由の説明を求めます。

連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） それでは、ただいま一括上程になりました専決処分の報告及び承認を求めることにつきまして、ご説明をさせていただきます。

本27件は、それぞれ去る2月1日の広域連合設立以降、当面必要不可欠なものでありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分をさせていただいた条例等でございます。同条第3項の規定によりまして議会に報告し、ご承認をお願いするもの

であります。

各議案の条例等の名称には「京都府後期高齢者医療広域連合」というふうに付しておりますけれども、時間の関係もありますので、本日の説明においては「広域連合」というふうに省略して説明をさせていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。

まず、承認第1号の広域連合の休日を定める条例は、広域連合の休日につきまして必要な事項を定めるものでございます。各市町村と同様に、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを休日として、執務は原則として行わないことを定めるものでございます。

次に、承認第2号の広域連合公告式条例でございますが、地方自治法第16条第4項の規定に基づきまして、条例等の公布に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第3号の広域連合監査委員条例でございますが、地方自治法第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第4号の広域連合公平委員会設置条例でございますが、職員の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査並びにこれらの必要な措置を講じることができるよう、広域連合に公平委員会を設置するものでございます。

次に、承認第5号の広域連合の事務所の位置を定める条例でございますが、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、広域連合の事務所を京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地に定めるものでございます。

次に、承認第6号の広域連合事務局設置条例でございますが、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を処理する内部組織としての事務局を設置することについて定めるものでございます。

次に、承認第7号の広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございますが、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営状況等の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第8号の広域連合職員定数条例でございますが、広域連合の職員の定数に関し必要な事項を定めるものでございまして、広域連合長の事務部局においては、職員の定数を18人と定めております。

次に、承認第9号の広域連合職員の定年等に関する条例でございますが、これは広域連合職員の定年について、60歳と定めているものでございます。

次に、承認第10号の広域連合職員の服務の宣誓に関する条例でございますが、地方公務員

法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第11号の広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございますが、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものでございまして、職務の専念義務の免除について定めております。

次に、承認第12号の広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、1週間当たりの勤務時間を40時間と定めるとともに、週休日及び勤務時間の割り振り、休日、週休日の振替等の取扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第13号の広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございますが、広域連合議会の議員の方々、その他非常勤の職員の公務上の災害または通勤時における災害に対する補償について、その補償の範囲、金額、支給方法等必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第14号の広域連合報酬及び費用弁償条例でございますが、広域連合の非常勤の職員に対する報酬、費用弁償及び実費弁償について定めているものでございます。

次に、承認第15号の広域連合旅費条例でございますが、公務のために旅行する職員等に支給する旅費について必要な事項を定めるもので、旅費の額等は京都府の例によることといたしております。

次に、承認第16号の広域連合財政状況の作成及び公表に関する条例でございますが、毎年6月及び12月を財政状況の公表時期とし、内容は、歳入歳出の執行状況、住民の負担状況並びに財産等の内容についての公表に関して必要な事項を定めたものでございます。

次に、承認第17号の広域連合長期継続契約に関する条例でございますが、地方自治法第234条の3の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し、長期継続契約の対象等の必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第18号の広域連合職員の再任用に関する条例でございますが、広域連合職員の再任用に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第19号の広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例でございますが、これは地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果について定めるものでございます。

次に、承認第20号の広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例でございますが、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について定めるものでございます。

次に、承認第21号の広域連合職員の育児休業等に関する条例でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、広域連合職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第22号の広域連合職員の給与に関する条例でございますが、広域連合職員の給料は京都府の給与条例の例により支給することを定めるものでございます。なお、市町村から派遣されている職員で派遣元から給与を受けている場合は、当条例に基づく一切の給与を支給しないことも併せて定めております。

次に、承認第23号の広域連合管理職員の給与の特例に関する条例でございますが、京都府の管理職員に対する給与の取扱いに準じ、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、広域連合の管理職員の給料を2%分減額することを定めるものでございます。

次に、承認第24号の広域連合行政手続条例でございますが、行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならないとする同法第46条の規定を踏まえ、本広域連合におきましても、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、必要な事項について規定するものでございます。

次に、承認第25号の広域連合情報公開条例でございますが、保有する情報の一層の公開を図り、公正で民主的な広域連合行政の推進を図るため、公文書の公開に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第26号の広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例でございますが、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を図るため、審査会を置くに当たり必要な事項を定めるものでございます。

次に、承認第27号の広域連合個人情報保護条例でございますが、広域連合が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

以上をもちまして、承認第1号から承認第27号までの説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西脇尚一君） ここで、お諮りいたします。承認第1号から承認第27号までを一括して質疑、討論を行った後、表決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認めます。

承認第1号から承認第27号までについて、事前通告による質疑はございません。

よって、質疑は終結いたします。

以上、承認第1号から承認第27号までの質疑を終結いたします。

承認第1号から承認第27号までについて、事前通告による討論はございません。

よって、討論は終了いたします。

ここで、お諮りいたします。承認第1号から承認第27号までを一括して表決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認めます。

承認第1号から承認第27号までについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号から承認第27号までは、原案のとおり承認することに決定いたしました。

承認第28号及び承認第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（西脇尚一君） 次に、日程第37、承認第28号及び日程第38、承認第29号を一括議題といたします。

理事者から提案説明を求めます。

連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） それでは、承認第28号 平成18年度広域連合一般会計予算についてご説明をいたします。

まず、159ページをお開き願いたいと思います。

本件は、広域連合設立の2月1日から本年3月31日までの2カ月間に係る広域連合運営経費など、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10万円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、162ページにその表を掲げさせていただいております。

内訳といたしまして、まず歳入予算でございますが、第1款諸収入、第1項雑入は、事務

的経費に係る各市町村からの支出金でございます。

歳出予算でございますが、総務費が1万円、予備費が9万円というふうなことでございます。

承認第29号 平成19年度広域連合一般会計予算についてご説明をさせていただきます。

171ページをお開き願います。

本件は、後期高齢者医療制度の施行に向けて、広域連合が平成19年度に行う準備に必要な予算など、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,095万1,000円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、172ページにその表を掲げております。

内訳といたしまして、まず歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、事務的経費に係る各市町村からの支出金6億8,095万1,000円でございます。

次に、歳出予算でございますが、第1款議会費、第1項議会費は、議員の報酬等広域連合議会の運営に要する経費194万6,000円、第2款総務費、第1項総務管理費は、平成20年4月からの後期高齢者医療制度施行に向けた準備経費、例えば派遣職員の人件費負担金、広域連合システム保守等の委託料、電算機器等の借上料、トータル6億7,172万1,000円、第2項選挙費は、選挙管理委員の報酬等に係る経費7万4,000円、第3項監査委員費は、監査委員の報酬等に係る経費21万円でございます。また、第3款予備費は、700万円でございます。

説明は以上でございますが、十分ご審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。
議長（西脇尚一君） ここで、お諮りいたします。承認第28号から第29号までを一括して質疑、討論を行った後、表決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） ご異議なしと認めます。

承認第28号及び承認第29号について、事前通告による質疑はございません。

よって、質疑は終結をいたしました。

次に、承認第28号及び承認第29号について、事前通告による討論はございません。

よって、討論はこれで終結いたします。

お諮りいたします。承認第28号及び承認第29号を一括して表決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） ご異議なしと認めます。

承認第28号及び第29号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 挙手全員であります。

よって、承認第28号及び承認第29号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第1号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長（西脇尚一君） 次に、日程第39、議案第1号から日程第44、議案第6号までを一括議案とし、理事者から説明を求めます。

連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） ただいま上程されました6件の議案について説明をさせていただきます。

まず、議案第1号 広域連合議会の定例会の回数を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第102条第2項の規定において、定例会の回数は条例で定めることとされておりますので、この規定に基づき、定例会を年2回と定めるものでございます。開催の時期につきましては、規則で毎年2月と8月というふうに定めたいと考えております。

議案第2号 広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定については、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第3号 広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定については、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、広域連合の普通財産の交換、譲与、無償貸付け等について必要な事項を定めるものでございます。

議案第4号 広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の制定については、常勤の副広域連合長の給与及び旅費について定めるものでございます。

給料月額につきましては、上限額を定める形式をとっておりますが、これは現下の財政状況を踏まえて、特別職の給料をカットされている市町村もでございますので、このような事情も適時適切に反映させる形で広域連合長が定めることができるようにしたものでございます。

議案第5号 広域連合広域計画の作成についてご説明を申し上げます。

広域連合につきましては、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、「広域連合設立後、速やかに議会の議決を経て広域計画を策定しなければならない」と規定されております。その内容につきましては、広域計画の趣旨、広域計画の項目、広域連合及び市町村が行う事務及び広域計画の期間について策定したものでございます。期間といたしましては、平成22年度までとし、広域連合長が必要と認める場合は随時改定を行うことができることといたしております。

議案第6号 広域連合指定金融機関の指定についてであります。

本案は、広域連合の指定金融機関を指定するものであります。内容は、地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、京都銀行を指定金融機関として指定するものであります。

以上をもちまして、議案第1号から議案第6号までの説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西脇尚一君） ここで、お諮りいたします。議案第1号から議案第6号までを一括して質疑、討論を行った後、表決を行いたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認めます。

宮本議員、松本議員から、質疑の通告がございましたので、この質疑を許すことといたします。

宮本議員。

〔7番 宮本繁夫君登壇〕

7番（宮本繁夫君） 通告に従いまして、少し、今提案されました2つの議案についてご質問したいと思います。

後期高齢者広域連合ができて初めての議会でありますので、私どもも初体験でありますから戸惑いもありまして、どういうふうに審議をして、どういうふうに府民の皆さんの負託にこたえていくかと、こういう点ではよく分からない点もあったわけですが、今提案のありましたことにつきまして、少しお聞きをしておきたいと思っております。

2つの議案であります。議案第4号の副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の制定の問題であります。常勤の副広域連合長の場合の給与が下がるということになっているんですが、事務局長が兼務をするということもあるようです。そうしますと、これ4月から、去年からスタートしてしまっていて、これ事務局長さんを今度常勤の副広域連合長さんにした場合

の給与のカットの問題もいろいろありましたが、そういう意味では齟齬がないのかどうかということと、もう1点は、先ほど広域連合長の方からもご説明がありましたが、上限を定めるということになって、府下の各自治体の財政状況も踏まえて連合長が決めていくということではありますが、この上限額の決め方ですね、これがどういうふうな根拠でされているのかということについてお伺いしておきたいと思います。

2つ目は、議案第5号ですが、この内容につきまして、これも初めてのことから、こういうところで質疑をしていいかよく分からなかったんですが、後期高齢者医療制度の問題は、非常に国民的にも関心が高い問題でもありますし、私もこの問題、数々の問題点を指摘もしておったんですが、国の法律で枠組みが決まったわけですから、いかにこの枠組みの中で府民の医療を守っていくかと、こういうことになると思います。そういう点では非常に重要な制度、審議も必要だと思っております。

そういう点から少しお聞きをしておきたいと思うんですが、この計画の問題で、今後日程の問題で、保険料の制定が10月ごろに予定をしております次の定例会で条例化されるというふうにお話があるわけですが、11月の議会も、初めての今年はどういう議会になるかということも非常によく分かりません。本臨時会も日程が1日でありましたが、1日の定例会に例えたりまして、そのときに保険料率の条例案が提案をされまして、審議をして採決をということになりますと、なかなか十分理解をして審議ができるかどうかという思いもあります。特にこういう点での府民の皆さんの関心も非常に強いわけですから、この手順の問題として一体どう考えておられるのか、そういう点について少しお聞きをしておきたいと思います。

2つ目には、私ども外で市町村から選出されています議員は、当該する市町村の後期高齢者の状況については、それぞれの自治体から説明もいただいて状況が分かるわけですが、府下的に京都府内の後期高齢者の実態の問題についてはなかなかよく分からない面があります。特にニーズの問題だとか所得の問題だとか、療養の給付の内容の問題等についてはなかなか分かりませんし、そこから来ます全体の枠組みというのもなかなか分からない点もあるわけですが、そういう点について、ぜひ当局としても議会で十分な審議ができるように、資料提供、情報提供などもお願いをしておきたいというふうに思います。

3つ目は、これもまた国的に非常に関心が強いことなんですが、国民健康保険のような運用がされるということで、この計画の中にもありますように、料率を決めるのは広域連合ですが、保険料の徴収については市町村ということになっています。市町村での保険料の徴収もなかなか今の昨今の状況を踏まえると難しい問題があるように聞いております。国民健康

保険を利用になりますと、保険料の滞納があった場合について、保険証を資格証にしていくと、こういうことも府内の自治体でいろいろ行われていますし、その自治体もいろいろとばらつきがあるようにお聞きをしております。こうした場合に、そういう後期高齢者資格の保険証の資格証などの扱いについては、基本的にはどういう考え方に立たれるのでしょうか。広域連合長が判断ということになるのか、保険者はそうなりますからそうなるのでしょうか。徴収の関係については市町村に委ねられていることもありますので、そこらの関係が来年の4月からのスタートということになりますが、考え方はどうなのかという点についてお伺いをしておきたいと思います。

最後に、後期高齢者医療広域計画の問題なんですが、いろいろ定められて事務の分担を決めているんですが、これも私どもも初めてのことでありまして、この後期高齢者広域連合の財政の見通しですね。医療給付の問題が多くを占めてくるわけですけれども、どれぐらいの規模になるのかということも皆目検討がつきませんので、そういうことは大きな枠の中でそういう広域計画の中では定めないのか、また、どういうぐらいの規模になるというふうにお考えになっているのか、ご説明いただきたいと思います。

以上、何点かご質問させていただきましたが、何せ初めての議会ですので、どこでどういう質問をさせていただいたかよく分かりませんでして、このところでまとめているかどうか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西脇尚一君） 連合長。

広域連合長（四方八洲男君） 宮本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の常勤の副広域連合長の給与の問題でございます。今、事務局長は副広域連合長になられるというふうなことでございます。これは最終の人事案件としてまだ残されておりますので、この場では、あくまで常勤の副広域連合長を1人置かせていただくということでご了解いただきたいと存じますが、その役割は、私は非常勤でございますので、広域連合長を補佐するということがまず第1点。それから、日常の事務全般にわたっての責任を持ってもらう。事務局の指揮監督、あるいは京都府内市町村との調整などなどが主な職務でございます。その職務に応じた給料を決めていかなければならないというふうに思っております。

この広域連合というのは、府内の市町村の全部が加入していただいております特別地方公共団体ということになっております。いわば、こうして議会を構成していただき、それから選挙管理委員会とか、あらゆるものを決めていただく。そういうことで、したがって、府内

の市町村の副市町村長、それから一部事務組合の常勤の副管理者、そういう皆さん方の給与というものを考慮しながら決定するのが適当だというふうに判断をいたしまして、京都府内で一番低額な副市町村長の給料月額を採用するということにいたしましたものでございまして、あくまで上限をそういう具合に定めたということでございまして、あとの具体的な内容については連合長の方で決めさせていただくということでございます。

それから、第2点目の保険料の問題ですね。これは一番頭が痛くて一番大事な問題でございまして、保険料については、医療費のおおむね1割を賄うということの一つの原則とするということでございます。

保険料算定の手順につきましては、まず、一部負担金を除く療養の給付、それから高額療養費等の支給及び保険事業に要する費用額、財政安定化基金拠出金等々、さまざまなデータをもとに保険料総額を計算するということになっております。

それから2点目は、8月末までに各市町村に被保険者の住基、税の情報等をいただき、均等割額、所得割額等を算定の上、11月の議会。今10月とおっしゃいましたが、我々今のところは11月を予定しております。11月の議会において皆さん方にお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の府下全体の29万人というふうに言われておりますけれども、後期高齢者の皆さん方の状況、実態、そういうものが全体の資料というものが必要じゃないかということでございますが、当然、その資料を押さえた上で保険料の算出等々にいくわけでございますので、この点についても、資料についてもできるだけ早く収集を、先ほど言った資料も含めて収集をさせていただいて、そしてまた、午前中の全員協議会でもお答えさせていただきましたけれども、できるだけ前広にその資料等々についても検討いただければいいというふうに思いますので、添付してご送付したいというふうに思っております。

それから、広域連合と市町村との役割分担の問題でございましてけれども、資格管理、それから賦課業務等については広域連合の事務でございまして。あと徴収と窓口業務については、これは市町村の事務ということでお願いをしまいたいと思っております。

この結果、保険料の徴収につきましては市町村で行うと。それから、資格証明等々の発行については、保険料の納付状況に応じて広域連合が行うということになりますけれども、先ほどおっしゃったように、各市町村においてかなり実態に差があることが考えられます。そのことにつきまして、今の時点でまだ完全な掌握はされておられません。この議会が終わりましたら早急に、今後、各市町村と十分協議をしながら詰めてまいりたいというふうに思っ

おります。

それから、財政の見通しの問題ですけれども、既に私たちは老人保健という会計をそれぞれ市町村で持っておりまして、そういう実績といいましょうか、実態は掌握できる立場にはございます。でも、全体を、今先ほど言ったように、まだ掌握するに至っておりませんし、その資料についても改めてきちっとさせていって、そして、実際に75歳以上の皆さん方の医療費の予想としてどれぐらいになるだろうというそのことにおいて、当然保険料の算定というのもその基礎になるわけでございますので、そのことについては最大の調査項目でございますので、できるだけ早くその実態を把握して、そして、具体的な案を絞っていきたいというふうに思っておりますけれども、当然、保険料の算定結果について、提案の内容については、先ほど申し上げましたように、これらの書類を資料を付して皆さん方のお手元にもできるだけ早く届けたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西脇尚一君） 次に、松本議員に発言を許します。

松本議員。

〔4番 松本良彦君登壇〕

4番（松本良彦君） 失礼いたします。通告をいたしておりましたので、私も、どのところでどのようにして聞かせていただいたらいいか少し分かりませんでしたけれども、このところがいいんじゃないかということでございましたのでお聞きしますが、また、さきの宮本議員と若干ダブるところもあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと、このように思います。

私の質問は、議案第5号の京都府後期高齢者医療広域連合広域計画の作成についての中でお伺いをしたいと、このように思っております。

後期高齢者のいわゆる保険料についての決定に当たってのことでございますが、保険料は、国の算出では月額約6,200円とお聞きをしておるわけですけれども、この京都府内における都市部と農村部というんですか、中山間地域との市町、いわゆる北部、中部、南部のばらつきが考えられるんじゃないかと、このように思っておるところでございます。したがって、その保険料の額について、当広域連合としてはどのようなお考えを持っておられるのかお聞きをしたいと、このように思っております。

また、保険料の額を定めるに当たりまして、今も11月ごろということでお聞きしたわけでございますが、審議会等の設置は考えておられるのか、おられないのか、この2点についてお伺いをさせていただきます。

議長（西脇尚一君） 連合長。

広域連合長（四方八洲男君） 松本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、保険料の問題でございますけれども、これは原則的に、今の国保のように市町村単位ではなく、府内一律というのが原則でございます。具体的な保険料額につきましては、先ほどお答えをいたしましたように、今後算定して11月の議会に付するということになっておりますけれども、その際の、一般的に全国平均で1カ月6,200円ということは今おっしゃったようなことでございますけれども、それもこれも医療費がどうだということを想定しなければ、平均でいったら、とっととっとすぐまた上げないかんといいふうなことにも相なりますから、そういう点で現状の医療費の実態、それだけちょっと参考に、手元に資料がありますのでお答えをしておきたいと思っております。

まず、全国平均の総医療費というのが1人当たり79万2,300円、それから京都府の1人当たり平均が82万5,800円ということで、京都府の1人当たりの医療費というのは、これ平成17年度ですけれども、全国平均をかなり上回っています。それから、京都府下においても、一番1人当たりの医療費が高いのは京都市さんで91万3,300円、それから、一番低いのは与謝野町さんで1人当たり49万8,300円というふうな状況になっておりまして、ばらつきがございます。そういう実態を反映して国民健康保険料の算定が行われている。それを今回一律にということでございますので、この数字を見ていただいただだけでも公平感を維持するということはなかなか難しい問題だというふうに思われるだろうと思っております。

このような場合には、6年間の経過措置ということで不均一の賦課ですね、保険料をその医療費の過去の実態に応じながら、不均一で賦課してもいいという特例が認められております。でも、それ以降については、もうこれは均一ということにならざるを得ないわけでございます。どういう保険についても、広域化すればするほどそういう意味で、今まで合併でもそうですよね。合併して水道料が下がるところと上がるところと出てくる。これはもうある意味でやむを得ない。それ以上に合併の効果がそのほかの面であるんだというふうなことで選択をされるわけございまして、この広域連合についても、やはりそういう理念というものは私は一定理解してかからねばなりませんけれども、同時に、やはり今、保険料を払っていただいている皆さん方の受けとめ方というもの、新しい制度になっての受けとめ方、これはやはり一定の理解の期間が必要だと。それがこの6年間という期間になっているということでございます。

いずれにしても、そういうことも含めまして、6年にするのか5年にするのか等々も

含めまして、これは11月の議会の議案として皆さん方の議論に付していきたいというふうに思いますので、どうぞ今から思案のほどをよろしく願いを申し上げます。

それから、審議会等の設置についてはどうだという話でございましたけれども、そのことにつきまして、私たち連合の正副長と、それから事務局というだけでこの案を作るというのは、もう少し幅広いさまざまな方々の議論もお考えも聞いた方がいいだろうというふうに思っておりますので、私もそうしたものを作ることに賛成でございます。ただ、審議会あるいは委員会というふうになりますと、その条例をまた決めないかんということがございますので、そうではなくて、それに準ずる協議会的なものを、ぜひこういう保険料の算定等々、あるいは後期高齢者の医療の問題について非常に造詣の深い、関心の深い皆さん方にお集まりいただいて、そして協議会でもってできるだけ早く結論を出していただいて、それをも参考にさせていただいて提案をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（西脇尚一君） 松本議員。

4番（松本良彦君） 自席から失礼します。よろしいですか。いや、もうお礼だけです。簡単に。ありがとうございました。

非常にこの問題については関心のあるところではないかなと、こんなふうに考えております。いずれにいたしましても、広域連合としてスムーズな運営ができますようお願いをしたいと、このように思っておりますのと、全国的なことを今お聞きしましたけれども、そういった辺りのことも十分お考えいただいて、スムーズな運営ができますよう、特にお願いをいたしまして私は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西脇尚一君） 以上で、提案議案に対する質疑を終結させていただきます。

提案議案に対する事前通告による討論はございません。

よって、討論を結了いたします。

以上で、議案第1号から第6号までの討論を結了いたします。

議案第1号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 全員挙手でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 全員挙手でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 全員挙手でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（西脇尚一君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号を表決に付します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（西脇尚一君） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長（西脇尚一君） 次に、日程第45、京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員

及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） ご異議なしとのことでございます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法により行うことに決まりました。

ここで、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） ご異議なしと認めます。

選挙管理委員会の委員につきましては、お手元に配付いたしております名簿登載順のとおり、議長から指名をさせていただきます。

梅林等君、白石明君、福富裕君、奥村一成君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました梅林君、白石君、福富君、奥村君が京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会の補充員について、お手元に配付いたしております名簿登載順のとおり、議長から指名いたします。

中野竜三君、小野玲子君、宮谷勝明君、尾崎均君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中野君、小野君、宮谷君、尾崎君が京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の補充員に当選されました。

なお、補充の順位については、梅林君の補充は中野君、白石君の補充は小野君、福富君の補充は宮谷君、奥村君の補充は尾崎君とし、これによりがたい場合は指名の順序といたしま

す。

同意第1号～同意第6号の一括上程、説明、採決

議長（西脇尚一君） 次に、日程第46、同意第1号から日程第51、同意第6号までの京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 同意第1号から同意第6号までは、副広域連合長に井手町長の汐見明男君、福知山市長の高日音彦君、亀岡市長の栗山正隆君、京丹後市長の中山泰君、京都市副市長の上原任君、広域連合事務局長の山田昌弘君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西脇尚一君） 同意第1号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決定をいたします。

同意第2号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

同意第3号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

同意第4号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） ご異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

同意第5号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 本件は同意することといたしました。

同意第6号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

ここで、選任同意されました副広域連合長の入場を求めます。

〔副広域連合長入場〕

議長（西脇尚一君） それでは、ただいまご承認をいただきました副広域連合長につきましてご紹介をさせていただきたいと思います。

皆さん方の向かって右から、井手町長の汐見明男君でございます。

副広域連合長（汐見明男君） 汐見です。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

議長（西脇尚一君） 続きまして、福知山市長の高日音彦様でございます。

副広域連合長（高日音彦君） 高日です。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

議長（西脇尚一君） 次が、亀岡市長の栗山正隆様でございます。

副広域連合長（栗山正隆君） 栗山でございます。よろしくお願いいたします。（拍手）

議長（西脇尚一君） 次が、京丹後市長の中山泰様でございます。

副広域連合長（中山 泰君） 中山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（西脇尚一君） 次が、京都市副市長の上原任様でございます。

副広域連合長（上原 任君） 上原です。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（西脇尚一君） 一番最後が、広域連合事務局長の山田昌弘様でございます。

副広域連合長（山田昌弘君） 山田です。よろしくお願いいたします。（拍手）

副広域連合長就任あいさつ

議長（西脇尚一君） ただいま同意をいただきました6名様を代表いたしまして、井手町長の汐見明男様の方から発言の申し出がございますので、これを許すことといたします。

副広域連合長（汐見明男君） 議長の方からお許しをいただきましたので、6名を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは私どもの副広域連合長の選任につきましてご同意を賜りましたことに、まずもって厚くお礼を申し上げます。

今回、後期高齢者医療広域連合として新しい組織体制の発足に副広域連合長という重責を賜り、身の引き締まる思いであります。これから四方広域連合長のもと、誠心誠意務める所存でありますので、何とぞ議員各位の温かいご支援、ご指導を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして、選任に当たってのあいさつをさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（西脇尚一君） それでは、事務局長を除く5名の副広域連合長は、どうぞご退席をいただいで結構でございます。ご苦労さまです。

〔副広域連合長退場〕

同意第7号の上程、説明、採決

議長（西脇尚一君） 次に、日程第52、同意第7号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委

員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案説明を願います。

連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 本案は、監査委員に小山茂樹君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西脇尚一君） ただいまの同意第7号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

同意第8号の上程、説明、採決

議長（西脇尚一君） 次に、日程第53、同意第8号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を願います。

連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 本案は、監査委員に長岡京市議会議員の上田正雄議員を選任することについて、議会の同意を求めたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西脇尚一君） ただいまの同意第8号について、直ちに表決に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、上田正雄議員の

退席を求めます。

〔 13番 上田正雄議員退場 〕

議長（西脇尚一君） それでは、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することにいたします。

どうぞ上田君、入ってください。

〔 13番 上田正雄議員入場 〕

同意第9号～同意第11号の一括上程、説明、採決

議長（西脇尚一君） 次に、日程第54、同意第9号から日程第56、同意第11号までの京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明をお願いいたします。

連合長。

〔 広域連合長 四方八洲男君登壇 〕

広域連合長（四方八洲男君） 同意第9号から同意第11号までは、本広域連合の公平委員の選任について議会の同意を求めるものであり、公平委員として、林田寛君、谷川利明君、人見光和君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西脇尚一君） 同意第9号について、直ちに表決に付すことにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

次に、同意第10号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

同意第11号について、直ちに表決に付すことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、表決に付します。

原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（西脇尚一君） 異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

閉会の宣告

議長（西脇尚一君） 以上で、臨時会に付議されました事件をすべて議了いたしました。

これにて京都府後期高齢者医療広域連合議会平成19年第1回臨時会を閉会いたしたいと思います。

どうも長時間、ご苦労さまでした。（拍手）

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年10月11日

臨時議長 奥 田 登

議 長 西 脇 尚 一

署名議員 曾 我 千代子

署名議員 糸 井 満 雄